

令和5年度精神障害労災請求・支給決定件数激増

大事な社員の心を守る

無料緊急大会

自殺を含む精神障害の労災保険各件数(全国)



パワハラ・悲惨な体験・業務負荷・セクハラ・カスハラ
今 仕事が原因で心を病む人が増えてます

日時: 令和6年9月9日(月) 13:00 ~ 16:30

会場: 岡谷鋼機名古屋公会堂 名古屋市昭和区鶴舞1-1-3

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋東・名古屋南・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

こ 案 内

令和5年の厚生労働省の労働安全衛生調査では、過去1年間にメンタル不調により連続1か月以上休業した労働者または退職した労働者がいた事業所の割合は、13.3%となっております。

労働者の心の健康管理は企業の重要な課題であり、官民あげての様々な対策が取られていますが、精神障害に関する労災請求・支給決定件数は年々増加しております。

特に令和6年6月28日厚生労働省発表の令和5年度「過労死等の労災補償状況」では、精神障害に関する労災請求件数は前年より33%、892件増加の3,575件、支給決定件数は24%、173件増加の883件と過去最高となっております。

脳心臓疾患の労災請求・支給決定件数も、ここ数年は増加傾向ですが、長期的には横這い並びに減少傾向です。精神障害に関する労災支給決定要因には、長時間労働等の脳心臓疾患と共通のものもありますが、パワーハラスメントを含む職場環境等の固有なものも多いです。社員の心の健康を守ることは、脳心臓疾患防止対策にもつながります。

今 心を壊す方が増えてます

また、令和5年9月からカスタマーハラスメントも、精神障害の労災認定の具体的出来事に追加されております。

心を害されることは、労働者本人とその家族が不幸になるだけでなく、企業の生産性を損ない、企業責任を問われることもあります。

そこで、労働者の心の健康を守る総合的対策に関する「**大事な社員の心を守る緊急大会**」を緊急開催します。

多くの皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。



日 時 等

- **日 時** 令和6年9月9日(月) 午後1時～午後4時30分
- **会 場** 岡谷鋼機名古屋公会堂 大ホール 名古屋市昭和区鶴舞1-1-3
- **参加対象** 経営者、労務人事・安全衛生・パワハラ相談担当者、保健師等
- **会 費** 無 料 定 員 800名(定員になり次第締め切ります)

精神障害の諸データ

労災精神障害支給決定ワースト5(令和5年度)

評価対象出来事		業 種	
1位	パワハラを受けた	1位	社会保険・社会福祉・介護事業
2位	悲惨な体験・目撃	2位	医療業
3位	セクハラを受けた	3位	総合工事業
4位	仕事内容・量等の大きな変化	4位	道路貨物運送業
5位	特別な出来事	5位	飲食店
職 種		年 齢	

1位	一般事務従事者	1位	40～49歳
2位	保健師・助産師・看護師	2位	20～29歳
3位	自動車運転従事者	3位	30～39歳
4位	介護サービス職業従事者	4位	50～59歳
4位	社会福祉専門職業従事者	5位	60歳以上

労働裁判 高額賠償・和解 ピンクが精神障害

①1億9800万円 2008年。人事異動後の過重労働により脳内出血		⑥1億3365万円 2015年。入社直後の居酒屋社員が過重労働でうつ病自殺	
②1億9400万円 2010年。ファミレス支配人が過重労働で脳障害寝たきりに		⑦1億2700万円 2005年。県立病院の研修医が過重労働で病死	
③1億6800万円 2000年。入社2年目の広告会社社員が過重労働でうつ病自殺		⑧1億2600万円 1996年。入社2年目の広告会社社員が過重労働でうつ病自殺(控訴・上告後に至る)	
④1億6500万円 1994年。玉掛けロープが外れ木材落下災害で第1級障害		⑨1億2000万円 2005年。研究所室長が過重労働心筋梗塞で重大後遺障害	
⑤1億3500万円 2002年。医大研修医が低報酬と過重労働(研修)で心筋梗塞死		⑩1億1350万円 2000年。製鉄会社41歳係長が過重労働でうつ病自殺	

いじめ自殺裁判

<p>「〇〇会〇〇病院事件」(さいたま地方裁 平成16年)</p> <p>平成14年にいじめが原因で自殺した21歳の准看護師Bの両親が、損害賠償金合計3600万円の支払を求めた事件。被告Aは自らまた他の男性看護師を通じ、職場、職員旅行、外来会議で、「冷かし・からかい、嘲笑・悪口、他人の前で恥辱・屈辱、たたく」などのいじめを3年近く行い不法行為責任がある。また、病院もこれを認識しながらいじめを防止する措置を取らず、安全配慮義務違反の債務不履行責任があるとされ、Aに1000万円、病院に500万円の慰謝料支払いが命じられた。</p>	<p><small>くせに！</small></p> <p><small>のび太の</small></p>
--	---

大会の内容

1.開会挨拶

一般社団法人 名北労働基準協会会長 西村 義明

2.挨拶

愛知労働局労働基準部健康課長 藻谷 岳志 氏

3.心理的負荷による精神障害の認定基準と支給決定の状況

石田 和彦

一般社団法人 名北労働基準協会
理事・事務局長

RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長

【講師プロフィール】

名北協会元労働保険事務組合課長。社会保険労務士受験対策講座 労災保険法担当講師。長年労働保険事務組合の業務に従事した労働保険のスペシャリスト。労働保険・労働災害防止に関する講習会・説明会、企業出張教育など数多く行う。分かりやすい説明とボディアクションを駆使した説明に定評あり。



4.労働者の心の健康を守るための法的規定と有効な対策

加藤 善士 氏

もろかみ労働安全衛生コンサルタント事務所
所長 医学博士・労働安全衛生コンサルタント
社会保険労務士

【講師プロフィール】

労働基準行政30有余年の経験、元名古屋南労働基準監督署長、元中央労働災害防止協会 安全・衛生管理士、元岡崎労働基準協会 専務理事、社会保険労務士、労働安全(土木)・労働衛生(保健)コンサルタント。行政在職中に夜間・休日に社会人大学院で研究し、修士(人間学)博士(医学)を取得。現在は労働に関する幅広い指導、講演活動を行う。



5.メンタルヘルスとパワーハラスメント等防止対策

松下 操 氏

まつした社労士事務所 所長
特定社会保険労務士・産業カウンセラー
ハラスメント防止コンサルタント

【講師プロフィール】

人事労務の相談業務を行い、幅広い業種を対象としたハラスメント、メンタルヘルスの企業研修講師を担う。労働者健康福祉機構 愛知産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員として企業支援を行う。パワハラ等の相談代行・対応を行う労働基準協会の勤労者労働総合相談センターのセンター長。具体的に分かりやすい講演には定評がある。



6.特別講演「精神障害に関する裁判事例」

宮澤 俊夫 氏

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士
愛知労働局労災法務専門員
元名古屋法務局訟務部付検事

【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



7.大会宣言

住友理工(株)

人事総務本部 事業人事部 ヘルスケア室

白木 太一郎 氏

敷島製パン(株)

総務部総務グループ チーフ

加藤 祐子 氏

会場案内

岡谷鋼機名古屋公会堂 大ホール

名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
TEL:052-731-7191

＜交通アクセス＞

- 地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車4番出口 徒歩2分
- 市バス「鶴舞公園前」下車 徒歩3分
- JR中央線「鶴舞駅」下車 徒歩2分



申込要領		申込書を各労働基準協会へFAX下さい。開講1週間前までにお送りするご案内用紙、または申込書・参加券を当日お持ちください。			
名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区	
(公社)愛知労働基準協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の地域	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/ 豊明/日進市/愛知郡東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19番地 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/ 北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29ハートビルス刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	

開催日 令和 6年 9月 9日 **大事な社員の心を守る緊急大会** 申込書・参加券 申込日 令和 6年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号			名北労働基準協会 のみご記入ください。 (郵送時封筒に記載)	
事業場名			T E L	()	—		
			F A X	()	—		
			E - m a i l				
所在地	〒	事業内容		労働者数		名	
参加者名	区分	ご記入不要です	氏名	所属部署・職名	区分	ご記入不要です	氏名
参加案内 送付先	参加者・担当者 (部署名)			氏名 (様)			

この参加申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた大会の参加者資料並びに大会のご案内送付用として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。
愛知ビルメンテナンス協会様 R6.7.12